

それぞれの制度は、変更・更新する場合があります。申請方法・必要書類などの詳細は、お問い合わせください。

給付金・補助金

子育て世帯 の方へ	龍ヶ崎市 出産育児支援 特別給付金	4月28日以降に 生まれたお子さんに 10万円		国の特別定額給付金の対象外となっている、令和2年4月28日～令和3年4月1日生まれの新生児に10万円を支給。出生後、最初に記録された住民基本台帳が龍ヶ崎市で、申請日まで引き続き当市の住民基本台帳に記録されている新生児が対象。	出生した日の翌日から 起算して3カ月以内に 申請兼請求書を提出	龍ヶ崎市 こども家庭課 ☎ 64-1111 内線 286	
	小学校休業等 対応支援金	令和2年2月27日～ 3月31日で就業でき なかった日 1日当たり 4,100円	令和2年4月1日～ 9月30日で就業でき なかった日 1日当たり 7,500円	小学校などの臨時休業や子どもの新型コロナウイルス感染で、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった個人事業主の保護者へ支給。	令和2年 12月末まで に郵送で申請	学校等休業助成金・ 支援金受付センター ☎ 0120-60-3999	
	龍ヶ崎市 ひとり親世帯臨時特 別給付金支給事業	1世帯 5万円	令和2年6月分の児童扶養手当を受給するひとり親世帯などで、新型コロナウイルスの影響で家計が急変した方（所得条件あり）に給付金を支給。第2子以降1人につき3万円加算。収入が大きく減少している方には1人につき5万円を追加給付。		令和3年 2月28日まで に申請兼請求書を提出	龍ヶ崎市 こども家庭課 ☎ 64-1111 内線 273	
学生へ	龍ヶ崎市 新型コロナウイルス 感染症緊急対策 学生応援給付金	経済的に 困窮している学生に 10万円		国の「学生支援緊急給付金」受給者で、申請時に当市の住民基本台帳に記録されている方に支給。	令和3年3月31日までに「龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策学生応援給付金支給申請書兼請求書」・国の「学生支援緊急給付金」が振り込まれた預（貯）金通帳・本人確認書類を持参し申請	龍ヶ崎市 社会福祉課 ☎ 64-1111 内線 272	
離職などで 住居がなくなる おそれのある方へ	住居確保給付金	1人世帯 上限 34,000円	2人世帯 上限 41,000円	3～5人世帯 上限 44,000円	離職・廃業・休業などで収入が減少したことにより、住居を失った方や住居を失うおそれのある方へ支給。	随時受け付け	龍ヶ崎市 生活支援課 ☎ 64-1111 内線 187
新型コロナウイルス に感染した・感染疑 いで仕事ができな かった方へ	国民健康保険または 後期高齢者医療保険の 被保険者へ傷病手当金を支給	直近3カ月間の就労1日当たりの 給与などの収入額の 2/3 × 日数		給与所得者で、令和2年1月1日～12月31日の期間、新型コロナウイルスに感染・感染疑いで4日以上継続して仕事ができず、その間の給与などが支払われない方に、傷病手当を支給。	随時受け付け	龍ヶ崎市 保険年金課 ☎ 64-1111 内線 261	

猶予・免除

収入が減り、 支払いが難しい 方へ	事業者の方も対象 市税等の徴収猶予の特例制度	納期限から最長12カ月間 無担保・延滞金加算なし で市税徴収を猶予	令和3年2月1日までに納期限を迎える、市民税・県民税（特別徴収含む）、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付を猶予する措置。減免ではありません。	各納期限の日まで （消印有効）に申請。 受け付けは各納期限 の前月から。	龍ヶ崎市 納税課 ☎ 64-1111 内線 216
	新型コロナウイルス感染症の 影響に伴う国民年金保険料の 臨時特例免除	国民年金保険料の 免除 （全額または一部免除） 納付猶予 （全額猶予）	国民年金第1号被保険者で、令和2年2月以降に新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、保険料の納付が困難な方。	臨時の時限的措置。 要申請	龍ヶ崎市 保険年金課 ☎ 64-1111 内線 258
	国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料 の減免	全部または一部減免	世帯の主な生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った、または事業収入などの減少が見込まれ一定の要件を満たす世帯。	令和3年 3月31日まで に申請	●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 龍ヶ崎市保険年金課 ☎ 64-1111 内線 261 ●介護保険料 龍ヶ崎市介護福祉課 ☎ 64-1111 内線 280

その他

全ての方へ	龍ヶ崎市 地域外来・検査センター	PCR検査のみ 公費負担	 登録医療機関で検査が必要と認められた方で、龍ヶ崎市PCR検査センターで検査した方の検査料金を公費負担。	龍ヶ崎市健康増進課 ☎ 64-1111 内線 632
-------	---------------------	-----------------	---	-------------------------------

新型コロナウイルス感染症に関する支援策を紹介します



それぞれの制度は、変更・更新する場合があります。申請方法・必要書類などの詳細は、お問い合わせください。

給付金・補助金

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	1事業者 10万円		「茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給を受けた当市の事業者に、県の協力金に上乗せして支給。	令和2年12月28日までに 郵送で申請（当日消印有効）	龍ヶ崎市商工観光課 ☎ 64-1111 内線 553
新型コロナウイルス感染症 予防対策飲食店等支援金	1事業者1回限り 5万円		市内で飲食店・喫茶店などを営業し、「いばらきアマビエちゃん」に登録している事業者へ支給。	令和2年12月28日までに 郵送で申請（当日消印有効）	龍ヶ崎市商工観光課 ☎ 64-1111 内線 553
雇用調整助成金	1人1日当たり 上限 15,000円		新型コロナウイルスの影響で事業活動を縮小し、休業を実施・休業手当を支払っている事業主に、休業手当などの一部を助成。	令和2年12月末までに最寄りの ハローワークと調整し申請	龍ヶ崎ハローワーク ☎ 60-2727
小学校休業等対応助成金	2月27日～3月31日の取得 日額上限 8,330円	4月1日以降の取得 日額上限 15,000円	令和2年2月27日～9月30日に子どもの世話が必要となった労働者へ、労働基準法上の年次有給休暇を除く賃金全額支給の有給休暇を取らせた事業者へ助成。	令和2年 12月末までに 郵送で申請	学校等休業助成金・ 支援金受付センター ☎ 0120-60-3999
龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策事業継続緊急支援金	1事業者 20万円		令和2年4月16日以前から市内に事業所・事務所のある事業者で、売上が前年同月比20%～50%未満減少している方に支援金を支給。平成31年4月17日以降創業の場合10万円加算。国の「持続化給付金」の対象者を除く。	令和3年1月15日までに 郵送で申請（当日消印有効）	龍ヶ崎市商工観光課 ☎ 64-1111 内線 553
龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策農林漁業者応援金	上限 20万円		令和元年分の確定申告で、農林漁業に係る所得額が年間総所得の50%を超えており、今年の売上が前年同月比20%～50%未満減少している方に支給。	令和3年1月15日までに申請書に 必要書類を添えて申請	龍ヶ崎市農業政策課 ☎ 64-1111 内線 411
持続化給付金	法人 上限 200万円	個人事業主 上限 100万円	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した、フリーランスを含む個人事業者・資本金10億円以下の中小法人に支給。	令和3年1月15日までに オンラインで申請	持続化給付金相談窓口 ☎ 0120-279-292
家賃支援給付金	法人 上限 600万円	個人事業主 上限 300万円	令和2年5月～12月の売上が、ひと月あたり前年同月比50%以上減少、または連続する3カ月の合計が前年同期比30%以上減少した方に、土地・建物の賃料の2/3を支給。令和2年1月1日～3月31日に開業した方への特例措置あり。	令和3年1月15日までにオンラインで 申請	家賃支援コールセンター ☎ 0120-653-930
持続化補助金	小規模事業者対象 50万円		感染対策や販売促進活動を行いたい小規模事業者に補助金を交付。補助率は事業類型等により2/3～3/4。	令和3年2月5日までに商工会と 調整し申請（当日消印有効）	龍ヶ崎市商工会 ☎ 62-1444
龍ヶ崎市家賃支援給付金	算定した給付額×6カ月分 最大 30万円		国の「家賃支援給付金」の受給を受け、国の対象となった土地または建物が市内にある事業者へ支給。	令和3年2月19日までに 郵送で申請（当日消印有効）	龍ヶ崎市商工観光課 ☎ 64-1111 内線 553
龍ヶ崎市雇用調整助成金等 申請代行等費用補助金	1事業者1回限り 5万円		市内に事務所・事業所がある法人・個人事業主が、「小学校休業等対応支援金」「家賃支援給付金」の申請手続きなどを、社会保険労務士に依頼した場合の費用の一部を補助。	令和3年2月26日までに 郵送で申請（当日消印有効）	龍ヶ崎市商工観光課 ☎ 64-1111 内線 553
龍ヶ崎市宿泊事業者 持続・活性化給付金	宿泊施設の定員×1万円 上限 200万円		国の「持続化給付金」を受けた市内で宿泊事業を行う事業者へ、給付金を支給。	令和3年2月26日までに 郵送で申請（当日消印有効）	龍ヶ崎市商工観光課 ☎ 64-1111 内線 553
街なか元気アップ 支援事業費補助金	商店会・事業者団体対象事業費の3/4 上限 375万円		市内の商店会・事業協同組合、その他複数の小売業・サービス業・飲食業などを営むもので構成される団体で、消費喚起や新しい生活様式に沿った事業運営などに取り組む場合、事業費の3/4・上限375万円を交付。	令和3年3月10日までに申請。申請前に 要相談。	龍ヶ崎市企画課 ☎ 64-1111 内線 364
まちづくり クラウドファンディング応援金	クラウドファンディング実施者 資金調達額の30%・上限 30万円		新型コロナウイルスの影響で経済的ダメージを受けた市内事業者を応援するためクラウドファンディングを活用し、資金調達を行う方に交付。	令和3年3月31日までに 申請。申請前に要相談。	龍ヶ崎市企画課 ☎ 64-1111 内線 364

融資・貸付

茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資	1事業者 上限 4,000万円		「セーフティネット保証4号・5号」「危機関連保証」を受けている県内に事業所がある中小企業へ融資。	令和2年12月31日までに申請	茨城県信用保証協会土浦支店県南グループ☎ 029-826-7812
中小企業事業継続応援貸付金	1事業者 上限 200万円		令和2年のひと月の売上が前年同月比から50%以上減少している月があり、公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかった県内の中小企業・個人事業者のための貸付。県税・市町村税の未納がないことが条件。	令和3年2月26日までに 商工会と調整し申請	龍ヶ崎市商工会 ☎ 62-1444